

ショートステイみずき 利用料金表

令和8年4月ご利用分から

1. 介護保険給付対象サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。
負担割合は、保険者から発行される「介護保険負担割合証」に記載の負担割合(1割~3割)となります。

【介護サービス利用料金】要介護1~5の方(短期入所生活介護)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1日あたりの単	併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	704	772	847	918	987	
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(※上記単位数の14.0%)	104	113	124	134	143	
	1日合計単位	844	921	1,007	1,088	1,166	
1日あたりの金額	サービス利用料金 (地域区分:三木市<7級地>1単位=10.17円)	8,579	9,368	10,237	11,060	11,860	
	1割負担	介護保険から給付される金額	7,721	8,431	9,214	9,954	10,674
		自己負担額	858	937	1,024	1,106	1,186
	2割負担	介護保険から給付される金額	6,864	7,494	8,190	8,848	9,488
		自己負担額	1,716	1,874	2,047	2,212	2,372
	3割負担	介護保険から給付される金額	6,006	6,557	7,166	7,742	8,302
		自己負担額	2,574	2,810	3,071	3,318	3,558

【介護予防サービス利用料金】要支援1・2の方(介護予防短期入所生活介護)

		要支援1	要支援2	
1日あたりの単	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	529	656	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(※上記単位数の14.0%)	74	92	
	1日合計単位	621	766	
1日あたりの金額	サービス利用料金 (地域区分:三木市<7級地>1単位=10.17円)	6,320	7,787	
	1割負担	介護保険から給付される金額	5,688	7,008
		自己負担額	632	779
	2割負担	介護保険から給付される金額	5,056	6,229
		自己負担額	1,264	1,557
	3割負担	介護保険から給付される金額	4,424	5,451
		自己負担額	1,896	2,336

上記の加算の他、ご利用状況などに合わせて以下の加算を算定する場合があります。

- 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月:記録ソフト等の活用で生産性向上に努めていることに対して加算されます。
- 送迎加算 184単位/片道:施設で送迎を行った場合算定します。
- 個別機能訓練加算 56単位/日:個別の機能訓練を行った場合算定します。
- 緊急短期入所受入加算90単位/日:緊急で受け入れた場合に加算します。
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日:初老期における認知症の方が利用された場合に加算します。
- 短期入所長期利用者提供減算 -30単位/日:30日以上連続で利用された場合、減算して算定します。
- 看護体制加算Ⅰ口 4単位/日 Ⅱ口 8単位/日:常勤の看護師を1名配置した場合、または、特養の空床利用した場合に算定します。
- 看取り連携体制加算 64単位/日:看護職員を配置し、看取り期の利用者に対する方針について説明同意を得た上で、施設で看取りを行なった場合(死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度)
- 口腔連携強化加算 50単位/回:介護職員等が利用者の口腔衛生状態や機能の評価について歯科医療機関や介護支援専門員へ情報提供を行なった場合(1月に1回限り算定可能)
- 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月:介護ロボットやICT等の見守りテクノロジーを導入し、業務改善に取り組み生産性が向上されたデータを取り、提出した場合。

上記の介護保険給付対象サービスの利用料の他に、介護保険の給付対象とならないサービスの利用料が必要です。裏面に記載しています。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①契約者が使用する居室料(滞在費) ユニット型個室 1日あたり2,066円

②契約者の食事の提供(食費)

朝食:300円 昼食:600円 夕食:600円 おやつ:40円 (1日合計1,540円)

※基本的に、食費は施設が提供した分のみ費用がかかりますが、食事やご利用のキャンセルは、食事発注の都合上、**7日前**までにご連絡下さい。7日前にキャンセルのご連絡がない場合は、利用予定分をご請求させていただきます。

※下記の食費や居住費の負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載の料金が1日の上限金額となりますが、おやつに関しては、負担限度額認定証をお持ちの方も、ご提供した場合は、1日あたり別途40円費用がかかります。

③通常の事業実施地域(三木市)外の送迎費用 実施地域を超えた地点から1kmごとに 30円 有料道路料金 実費

食費や滞在費の減免制度について

預貯金や収入の状況によっては、食費と滞在費の負担額が軽減される場合があります。減免を受けるためには、介護保険の保険者となっている役所で、「介護保険負担限度額認定証」の申請をして、認定証を取得する必要があります。**住民税非課税世帯**で、預貯金や収入が一定金額以下であるなどの条件があります。詳しくは保険者となっている役所の介護保険担当係にお問い合わせください。

利用者負担段階	預貯金の額	年間収入	食費	滞在費
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者		300円	880円
第2段階	単身650万円、夫婦1,650万円以下	80万円以下	600円	880円
第3段階①	単身550万円、夫婦1,550万円以下	80万円超120万円以下	1,000円	1,370円
第3段階②	単身500万円、夫婦1,500万円以下	120万円超の非課税世帯	1,300円	1,370円
第4段階	対象要件に当てはまらない方		負担限度なし	負担限度なし

※第4段階の方は負担限度額がありませんので、食費1日1,540円(おやつ代含む) 滞在費1日2,066円になります。

介護保険給付対象サービス分と食費・滞在費を合わせた1日の基本的な料金の概算は以下のとおりです。

1割負担の方の1日利用料 (利用料自己負担額+1日3食の食費+おやつ+滞在費)

利用者負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,852	1,999	2,078	2,157	2,244	2,326	2,406
第2段階	2,152	2,299	2,378	2,457	2,544	2,626	2,706
第3段階①	3,042	3,189	3,268	3,347	3,434	3,516	3,596
第3段階②	3,342	3,489	3,568	3,647	3,734	3,816	3,896
第4段階	4,238	4,385	4,464	4,543	4,630	4,712	4,792

2割負担の方の1日利用料 (利用料自己負担額+1日3食の食費+おやつ+滞在費)

利用者負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	4,870	5,163	5,322	5,480	5,653	5,818	5,978

3割負担の方の1日利用料 (利用料自己負担額+1日3食の食費+おやつ+滞在費)

利用者負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	5,502	5,942	6,180	6,416	6,677	6,924	7,164

※上記の料金以外に

理美容サービス、レクリエーション費用、外出時に要した費用、特別な食事(出前等通常提供以外の食事)の費用、日常生活用品や嗜好品の購入代行、複写物の交付(1枚10円)、電気代(電気器具1台につき1日あたり50円)、おやつ代1日あたり40円(1ヶ月30日計算にて、月額約1200円)

など、介護保険の施設サービス給付に含まれない費用で契約者が負担することが相当とされている費用が発生した場合は、別途実費でご負担いただきます。